

特別徴収における徴収額の平準化 (仮徴収額の見直し)について

1. 現行制度の特別徴収額

前年度における特別徴収対象者については、翌年4月以降も特別徴収の対象となるが、税情報の確定時期等の関係から、9月30日までの間は仮徴収額として前年度の本徴収額の範囲内の額を徴収している。(法第140条第1項及び第2項)

2. 問題点

仮徴収額は前年度の本徴収額を上回ることができないため、保険料の引き上げが行われる年度においては、当該引き上げ分を年度後半で徴収する必要が生じ、(保険料段階が変わらない場合であっても)10月からの本徴収額が大幅に引き上がる場合が生じる。

3. 仮徴収額の見直し

(1) 基本的な考え方

特別徴収における徴収額の平準化を図るため、仮徴収額については前年度の本徴収額にかかわらず、保険料額の引き上げ等の事情を勘案して市町村が定める額とすることができることとする。

これにより、前年度の本徴収額を超える額を6月及び8月の徴収額とすることができることとなる。(8月徴収額から適用することも可能。)

(2) 法令上の改正内容(平成18年4月施行)

① 法改正の内容

現行法では、6月及び8月徴収額について、一般仮徴収額(2月の本徴収額)によることが適当でない認められる特別な事情がある場合においては、「当該額の範囲内で市町村が定める額」と規定しているが、これを「所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」と改正したところ。

(法第140条第2項)

② 施行規則改正の内容

現行施行規則では、8月徴収額について、一般仮徴収額(2月の本徴収額)又は市町村決定額(6月の仮徴収額)によることが適当でない認められる特別な事情がある場合においては、「一般仮徴収額又は市町村決定額

の範囲内で市町村が定める額」と規定しているが、これを「所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」と改正する。(施行規則第158条第2項)

(3) 具体的な仮徴収額の設定方法

法令上、仮徴収額を市町村が定める場合、当該額は「所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」とされており、各市町村の判断で適切な額を設定することとなるものであるが、基本となる設定の型としては主として次の2つのものが考えられる。(別添資料を参照。)

【型1】6月から翌年2月までの徴収額が同一となるように設定する型

① 額の設定方法

6月・8月徴収額について、当該年度の保険料額から4月徴収額を控除し、当該年度の残りの年金支給回数で除した額で設定する。

② 平準化の内容

当該年度中の保険料額は平準化されるが、翌年度の4月徴収額が過大となり、翌年度の6月・8月徴収額で調整が必要となる。

結果として、翌年度の10月徴収額から徴収額が同一となる(注)。

【型2】10月以降の徴収額が平準化されるように設定する型

① 額の設定方法

4月から8月までの徴収額が年間徴収額の半分となるように設定する。

② 平準化の内容

6月・8月徴収額が高くなり、10月徴収額で下がるという設定となるが、当該年度の10月徴収額から徴収額が同一となる(注)。

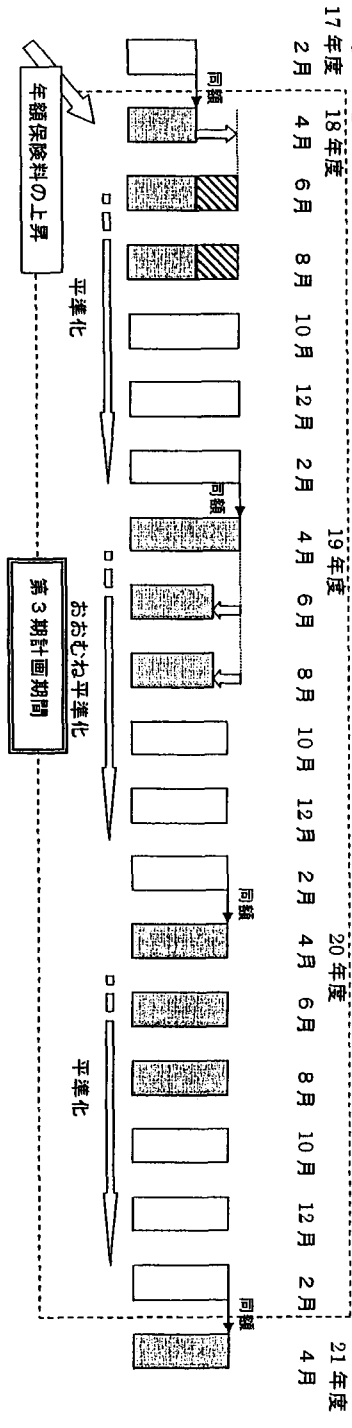
(注) 当該計画期間において保険料段階に変更がない者について徴収額が同一となるものであり、保険料段階に変更がある場合には、別途調整が必要となる。

(4) 年金保険者への連絡

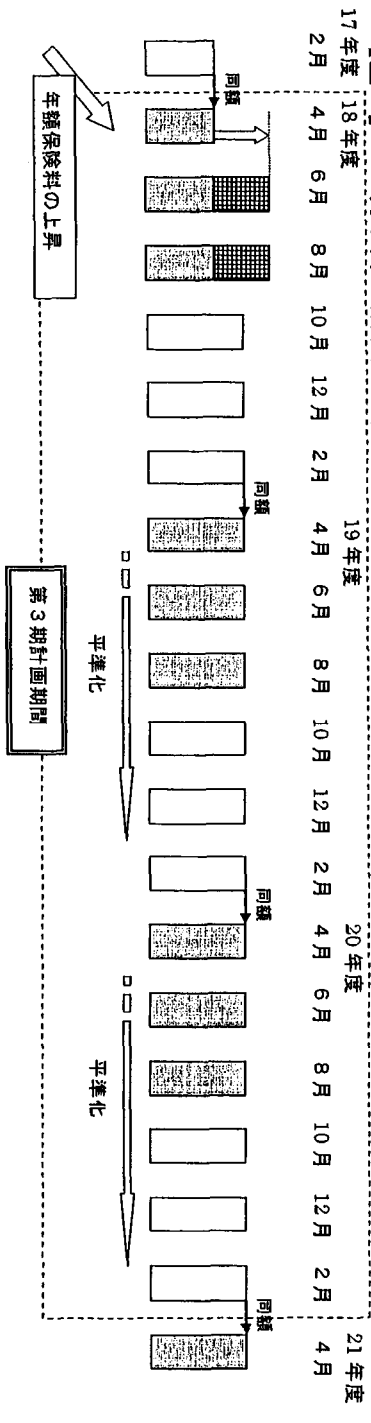
(現行と同様) 6月徴収額を変更する場合は4月30日までに、8月徴収額を変更する場合は6月30日までに、仮徴収額の変更に係る通知を年金保険者に対して行わなければならない。

仮徴収額の設定方法

【型1】6月から翌年2月までの徴収額が同一となるように設定する型



【型2】10月以降の徴収額が平準化されるように設定する型



(参考資料)

改 正 案 現 行

○介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）

（仮徴収）

第百四十条（略）

2 市町村は、前項に規定する第一号被保険者について、当該年度の初日の属する年の六月一日から九月三十日までの間において同項に規定する老齢等年金給付が支払われるときは、それぞれの支払に係る保険料額として、当該第一号被保険者に係る同項に規定する支払回数割保険料額に相当する額（当該額においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。）を、厚生労働省令で定めるところにより、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

3・4 （略）

○介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（抄）

（仮徴収額の徴収方法等）

第百五十八条（略）

2 市町村は、法第百四十条第二項に規定する第一号被保険者について同項に規定する年の八月一日から九月三十日までの間において同項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合であつて、当該徴収を行う額を同項に規定する支払回数割保険料額に相当する額（以下「一般仮徴収額」という。）又は同項に規定する市町村が定める額（以下「市町村決定額」という。）とすることが適当でないとき、特別の事情があるときは、一般仮徴収額又は市町村決定額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「八月の変更仮徴収額」という。）を同項に規定する支払に係る保険料額とすることができる。

3・4 （略）

（仮徴収）

第百四十条（略）

2 市町村は、前項に規定する第一号被保険者について、当該年度の初日の属する年の六月一日から九月三十日までの間において同項に規定する老齢退職年金給付が支払われるときは、それぞれの支払に係る保険料額として、当該第一号被保険者に係る同項に規定する支払回数割保険料額に相当する額（当該額においては、所得の範囲内において市町村が定める額とする。）を、厚生労働省令で定めるところにより、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

3・4 （略）

（仮徴収額の徴収方法等）

第百五十八条（略）

2 市町村は、法第百四十条第二項に規定する第一号被保険者について同項に規定する年の八月一日から九月三十日までの間において同項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合であつて、当該徴収を行う額を同項に規定する支払回数割保険料額に相当する額（以下「一般仮徴収額」という。）又は同項に規定する市町村が定める額（以下「市町村決定額」という。）とすることが適当でないとき、特別の事情があるときは、一般仮徴収額又は市町村決定額に代えて、一般仮徴収額又は市町村決定額の範囲内で市町村が定める額（以下「八月の変更仮徴収額」という。）を同項に規定する支払に係る保険料額とすることができる。

3・4 （略）